

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年四月二十三日 午前十時	株式会社アラ カワ・ビルド	代表取締役 荒川 毅	埼玉県新座市野火 止四丁目八番二十 八号
平成二十七年 四月二十三日 午前十一時	株式会社マル コ工務店	代表取締役 円子 雄一	埼玉県所沢市北野 南一丁目二十番地 の十三

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五一一会議室